

Title	減債基金制度の今昔
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	三田学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.1 (1914. 1) ,p.1- 16
JaLC DOI	10.14991/001.19140100-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140100-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140100-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田學會雜誌 第八卷第一號

論 說

減債基金制度の今昔

堀江 歸一

千八百五十七年より同五十九年に至る兩三年間、オーヴァーストーン卿は銀行、通貨、公債等に關し、十八世紀中に於て出版せられたる數多の冊子を蒐集し、マカロツクの助力に依り、部門を分ちて私費を以て印刷し、之を知友に頒與したるが、其中  
① A Select Collection of scarce and valuable Tracts and other Publications on the National Debt and the Sinking Fund. なる一書あり。此書に收むる所は、ハーレー、グールド、パルトネー、ウオルポール、ヒューム、プライス、ハミルトン等の公債、國家信用減債基金に關する

減債基金制度の今昔

論文にして、大體の趣向はプライスの主唱し、而してピットの採用する所と爲れる。減債基金制度は如何なる事情に依て起れるか、プライスの之を説明する以前に既に其思想の發芽せるものなかりしかを明にし、最後にハミルトンの一論を掲げて、此制度の弊を示したるものなり。余は往年英國に於て此書を購入し、其一部を通讀したるが、近時我國に於て減債基金制度に對して、種々の所説行はるゝに臨み、特に注意を施して、三四の論文を再讀し、古今を對照して、聊か得たるものあるを以て、茲に英國の舊減債基金制度の由來其成敗を敘述し、我國現時の減債基金法を攻究するの一助に充つ可し。余を以て徒に古事の詮議、古書の抜抄に耽るものとする勿れ。明治三十九年我國に於て減債基金法の制定せられんとするや、余は實に英國に於て此制度の失敗したる事を重なる論據として之に反對したるものなり。余の豫想したる所、事實に的中して、減債基金法の運用意の如く爲らざること今日の如き場合には、余は退ひて英國の基金法の失敗したる事歴を明にし、進んで我國減債基金法を改正するの必要を示すの責任を感せざるを得ず。

## 二

英國がウヰリアム、メリー(ウヰリアム三世)の治世に於て、又アン治世の初期に於て、借入れたる資金に對する利子は政治上の状態の不安なるに基き、常に其高歩なるを免かれざりき。其後秩序の恢復すると共に、有利なる條件を以て、公債を發行するの難からざるに至るや、從來の公債に對する利子の高歩に居る一事は自ら世人の非難する所と爲れり。財政を處理する普通の方法より云へば、公債の借換を行ひ、高利公債と低利公債との乗替應募を承諾せざる者には、公債の元金を償還するの道理なれども、百數十年前の英國に於ては、斯る公明なる處置は未だ一般に認めらるゝに至らず。却て議院の内外に於て、公債に課税して、其の利子の高歩なるが爲めに生ずる國庫の負擔を減却する所説の主張せらるゝを見たり。斯の如きは國民の國家に對する信任に背反するの甚だしきものにして、結局其の實行の域に達する能はざりしと雖も、然も之を廢棄せしむるに就ては、ハレーの公債論(Essay upon Public Credit)と愛國者なる匿名を以て發行せられたる公債の不可侵的性質(A Letter on the Inviolable Nature of Public Securities)に負ふもの多く、而して前者は後にピットの減債基金制度に關する論争に於て、屢々人の引抄する所と爲り、殊にハ

レーが「國家の信用は國家收入並に租税、是等に基く公債の處理が榮譽、公正、規律を保つことに依て生ずるものにして、是等の事實先づ起りて、信用の之に次ぐを見る可し」と云へる一句の如き、減債基金制度を無用とするの論據に充てられたり。

斯る議論と相前後して、減債基金制度は漸を遂うて、財政上の一組織たらんとするに至れり。減債基金なる名稱の英國に生じたるは、千七百十六年にして、當時公債利率低減の爲めに、歳計上に生じたる剩餘並に他の財源を以て、年々公債の元金を償還するの制度認められたり。但し此際には彼の複利法の作用に依て公債償還を便するが如き所論は何人に依ても唱道せられざりき。始めて此所説を公にしたるはサー、ナザニール、グールドにして、千七百二十六年發刊したる「英國公債論」に於て複利法を基礎とする公債償還の効果を説明し、例へば毎年百萬磅を四分の複利を以て、利殖蓄積すれば、百五年の後に於て十五億七千五百萬磅の巨額に達す可しとしたり。是れ後年プライスの敘述したる減債基金論と論據を一にするものなり。而も當時グールドの此所説に對しては、世間何等の批評を下す者なかりき。或はグールドの所説が一の空想に止まり、實行的價値を有せざりしが爲めに

然るか將た又立論の趣意一般の理解する所と爲らざりしが爲めか、今之を知る能はず。プライス以前に複利法に據る減債基金論の唱出せられたる一事は之を看過す可らざるなり。

減債基金制度と直接の關係を存せざるも、尙ほ此制度を主張するに當り、有力なる援助を與へたるものはヒューム並にブラックストーンの所説なりとす。ヒュームは千七百五十二年刊行したる「道德政治文藝論集」に於て公債の一章を設け、劈頭國庫非常準備金の利弊を論じたる次に、公債の本質を説明し、近代に於て一般に行はるゝ方策は國家の收入を抵當に供し、後代の人民に向つて其の祖先の約定したる債務を償還することを強要するものなり。而して後代の人民も其の祖先の爲したる賢明なる方策を學んで、更に後代の人民に同一の信頼を繋がんとして、極まる所を知らざる可しと喝破し、進んで公債の弊害五箇條を擧げ、公債を以て第一利子支拂に要する資金を地方の負擔に歸する租税に依て徵收するが故に、都會を富ましめて、地方を貧しからしめ、第二公債は紙幣の一種なるが故に、紙幣に伴ふ總ての缺點を有し、正貨を驅逐し、食料品並に勞働の價を高からしめ、第三利子支拂の

6  
爲めに賦課せらるゝ租税は勞働の價を高からしむるか、然らずんば貧民を壓迫し、第四外國人にして内國債を所有する以上は、一國は外國に對して貢納金を負擔すると同じく、時に人民又は産業の輸送を必要とし、第五公債の大部分は懶惰なる人民の所有に屬し、彼等は公債の利子に依頼して、生活するが故に、公債は無益不活潑なる生活に奨勵を與ふるに異ならずたり。ブラックストーンは法律註解の一節に於て、公債の利弊を研究したるが、大體の趣意は公債の弊害を擧げて、其増加を抑制せんとしたるものに外ならず。第一、公債利子支拂の爲めに生活の必需品に幾多の租税の課せらるゝを以て、各種の物價を騰貴せしめて、商工業に禍害を及ぼすものとし、第二公債の一部にして、外國人の所有に屬せんか、利子支拂の爲めに年々多額の地金は外國に流出す可く、之を避けんとするには、公債を所有する外國人に特典を與へて内國に居住せしむるを要し、第三公債の全部が内國人に依て所有せらるゝときは、勤勉なる人民に利子支拂に要する租税の負擔を加へ之を利子の形態にて懶惰なる債權者に頒與し、第四公債は必要に臨んで國家を防護す可き財源を現代に於て消費するの結果國の内部的實力を薄弱ならしむるの諸點は、

ラックストーンが公債の弊害として、特に重きを置きたる所なり。

ヒューム、ブラックストーンが公債の弊害として掲ぐる所の多くは今日の知識を以て判斷を下せば、到底承認し難きものなり。然も既にグールドの所論に加ふるに、斯る公債有害論の行はるゝを以てす。プライスが千七百七十一年國債問題に就て公衆に訴ふと題する一書に於て、グールドの提案を根據として、公債償還の計畫を論述し、或る方法を以てするときは、如何なる巨額の公債も或る年月の後に之を償還するを得る方策を示し、世間の憂慮して措かざる疑惑を解かんとしたるも亦偶然ならずと云ふ可し。現にプライス自ら著書第二版千七百七十四年の序文に於ては、グールドを呼ぶに、大なる才能ある論者を以てし、此論者が千七百二十六年公衆に警告したる所は遂に世間に遵奉せられず、公債は減却せられずして、却て千六百九十九年より千七百二十六年に至る間に於て千七百萬磅より五千二百萬磅に増加し、今日に於ては更に一億四千萬磅に上れりと云ひ、明にグールドの所説を尊重したり。而してプライスは本論に入り、減債基金なるものは一年の収入の剩餘にして公債償還の目的に供用せらるゝ資金なりとし、國家が此資金を公債

8  
償還に充てたる場合に取る可き方法は(一)元金償還の爲めに支拂高の節約せられ  
たる利子を以て、更に元金の償還を行ひ(二)節約せられたる利子を一般歳計の用に  
供し(三)利子支拂高の節約と共に、同額の租税を減廢するの三種あることを述べ、國  
家が第一の方法を以て、減債基金を運用するは、即ち常に基金其ものを増殖せしむ  
る所以にして支拂を節約せられたる利子は更に利子節約の効果を生じ、然も其効  
果は次第に大を致す可しとし、國家が減債基金を設くるや、其收入を永久の租税に  
求め、租税の收入は公債の償還に供用する以外に、他の使途に充てざることとする  
が故に、一度び或る金額の公債償還せらるれば、之に對する利子支拂高は次年度以  
後の償還高に加はり、基金は増加して已むことなく、隨て減債基金の要旨は基金其  
ものに神聖不可侵の性質を與ふるに存すとし、種々の統計表を掲げて、説明の資料  
に充てたり。

プライスの所説はピットの採用する所と爲り、英國減債基金制度の根柢と爲れ  
りと雖も、當時に於て既に有力なる反對論の唱へらるゝを見たり。オーヴァリス  
トーン卿の論集にも其例としてウキンペーの駁論と匿名の百萬磅法案に對する  
意見と題する論文とを収録したり。ウキンペーの駁論を見るに、彼は減債基金制  
度が非募債主義と併行するに非ざれば、其効果を發揮する能はざることを知り、又  
減債基金制度の維持が苛重なる租税制度と兩立す可きものに非ざるの道理を認  
めたり。即ち是等二點に關するウキンペーの所論を引抄するに左の如し。

或る國が年々二十萬磅の資金を節約して、公債を償還し、之に五分の利子を付し  
八十六年の後に二億六千萬磅の公債を償還し了せんとする計畫は甚だ愉快な  
るに似たりと雖も、此事業を成就するには、或る條件の雁行するを要し、而して此  
條件は其實在を見るを以て難しとす。或る期間一國が毎年二十萬磅の資金を  
蓄積する以上は、八十六年間を通じて、平和時代と戦争時代とを問はず、公債利子  
と共に、總ての他の經費を公債に依らずして支辨せざる可からず。若しも時の  
事情之を許さずして、他方に年々四十萬磅の公債を發行せんか、結局八十六年の  
後には一億二千萬磅の公債増加を來す可し。

公債償還に依て蓄積せらるゝ利子なるものは公債償還の爲めに生ずるに非  
ずして、時々人民に依て當時現存する公債の利子以上に支拂はるゝ資金より成

10

ることを知らざる可からず。

## 三

即ちプライスの意見發表に次いで、既に識者の間に減債基金制度を不可なりとする所説の存したるは明白の事實なるが、更にプライスの所説の實行せられたる後に實際上の經驗に基いて、駁撃を加へたるものに至つては、先づ第一に指をハミルトンの「公債に關する研究」(An Inquiry concerning the Rise, Progress, Redemption, Present State, and Management of the National Debt of Great Britain and Ireland. By Robert Hamilton, 1817.)に屈せざるを得ず。蓋し複利法を骨子とする減債基金制度の下に於ては、公債管理委員會を設け、毎年百萬磅の資金を同委員會に託し、委員會は此資金を以て公債を買入れ、從來國庫が一般公債所有者に支拂ひたる利子は委員會に向つて支拂はるゝが故に、假に公債の利率を五分、年利金額を五萬磅とすれば、委員會は一年の終りに於ては、新に公債買入に供する資金五萬二千五百磅を、二年の終りに於ては五萬五千二百二十五磅を三年の終りに於ては五萬七千八百八十一磅を増加するを得べし。是れグールド、プライス等の主唱し、ピットの實行したる減債基金制度の要旨なりと

雖も、實際の結果に就て見るに、斯る方法に依て公債を減却したりと稱するは、公債に對する利子支拂の爲めに、年々増加する歳入を供用するの結果にして、一方に複利法に依て、公債を償還するを得るとすれば、他方に複利法に依て、國民の能力に負擔を加ふるもの大ならざる能はず。國家は複利法に依て増殖す可き何等の資金を所有するものに非ず。若しも或る資金を所有するとせんか、産業上の計畫に之を運用し、其得る所を消費せず、資本として増殖せしむるに非ざる限り、複利の割合に於て、資金の増加を期圖する能はず。斯る減債基金は如何なる國にも未だ存在したることを聞かず、其存在したるものは、緩かに借入金又は租税の收入に依て支持せられ、隨て基金其ものゝ作用を以てしては、一志の公債だも減却する能はざりしなり。而して斯る謬想の下に、減債基金を以てするとき、巨額の公債も亦自動的に減却するを得べしと信じたるが故に、對佛戰爭に際しては、公債發行に對する政府の處置慎重を缺き、累を後年の財政に及ぼしたるもの少なからざりき。ハミルトンは最も明快に此弱點を指摘し、減債基金が公債を減却せずして、却て之を増加するの勢を成したることを明にし、一國に於て眞實公債減却の作用を爲す可き

ものは、収入の剰餘に外ならざることを論證するに勉めたり。即ちハミルトンの掲ぐる所に據れば、千七百九十四年より千八百十六年に至る間に發行せられたる公債總額は五億八千四百八十七萬四千五百五十七磅、之に對する利子の負擔三千十七萬四千三百六十四磅に上り、一方に公債管理委員會は此年間一億八千八百五十二萬二千三百五十磅の公債を買入れ、之に對して九百七十二萬六千九百九十磅の利子を領收したり。然も政府が千七百九十三年以後毎年公債を發行するや、利率は之を三分に置くも、漸次發行價格を低下するの結果、新に發行する公債の利廻は年高、此負擔を負ひて、一方に低利の公債を償還し、結局低利の公債を高利に借換ふるに至れる減債基金の最大弱點を暴露したるが如き、ハミルトンに最も有利なる攻撃の資料を供へたるものとす可し。

## 四

我國現行減債基金制度は其立法の趣意より云ふときは、必ずしも英國舊時の制度と同一なりとする能はず、又複利法の作用に依頼するの跡を存せずと雖も、運用の結果より之を見れば、今や百年前英國の財政を困惑せしめたると同一の禍害を

我國の財政に及ぼしつゝあり、而して其禍害の由來する所を考ふるに、其間に相似たるもの少なしとせず。

第一、我國の減債基金制度に於ては、一億一千万圓を以て、日露戰爭關係の公債に對する元利金支拂の資金とし、初年度に於ける元利金償還に依て、節約せられたる利子の支拂高は之を次年度の元金償還に充て、漸次元金償還に供せらるゝ割合を増加して、以て一定の期間内に元金全部の償還を了せんとす。而して明治四十二年以後右元金償還高を以て毎年五千萬圓を下らしめざるの方針を決定し、歴代の財政當局者常に之を遵守するが故に、減債基金制度は其効果を大ならしむ可きに至れり。即ち我國の減債基金制度に於ては、表面複利法の謬想を有せざるが如しと雖も、前年度に償還せられたる公債に對する利子を次年度の元金償還に充てんとするの一事に至つては、全然複利法の誤謬を脱したりと稱す可からず。

第二、斯る減債基金制度と雖も、一方に非募債主義にして厲行せられんか、減債の目的を達するに難からず。然も、非募債主義なるものは、單に政府が財政整理を假裝する口實に供せらるゝに止まり、實際に其効果を發揮するの域に達せざるが故

に減債基金制度を實行して、數年を経過したる今日に於て、我國公債の現在高は毫も減却するに至らず。明治四十一年一月と大正二年十月とを比較するに却て二十億四千三百八十九萬餘圓より、二十五億八千四百十六萬餘圓に増加したり。

第三、斯く公債の現在高増加したる以上は、利子支拂高の増加するは之を免かる可からず。右年間政府は公債の低利借換を遂行したるに拘はらず、利子支拂高は一億六百六萬六千餘圓より、一億六千二百九萬六千餘圓に増加したり。

第四、政府が公債借換に依て、四分を公債の標準利率に充てんとしたる政策は一片の空想に屬し、近時政府が新に公債を發行するや、其利率は常に五分以上に居るを常とす。此利率の公債を發行しながら、他の一方に於て減債基金制度の下に、五分利以下の公債を償還するは即ち英國舊減債基金制度の末期に生じたると同一の弊害を暴露しつゝあるものに外ならず。

第五、唯減債基金制度を固守して、日露戰爭關係の公債を減却するに勉むるときは、我國公債の現在高中、所謂不生産的公債なるもの、跡を絶つに至るの結果を齎す可しと雖も、不生産的公債を減却し、一方に之に比較して、條件の不利なる公債を

増發することは、假令以後者が生産的性質を有するものなる場合に於ても、幾何の利益を財政上に生ず可しとするか。近年此事實の發現しつゝある時に於て、我國財政の信用の墜落しつゝあるが如き、國民の考量を要する所なり。況や減債基金制度を固守するの結果、税法整理の機會を逸し、國民をして惡税の負擔に苦しめしめつゝあるに於てをや。

第六、減債基金制度の下に、法律に依て、年々定額の公債償還を行ふの方法を取らざるときは、歳計上に於ける餘裕は常に陸海軍事費に供せられ、到底公債を減却する能はざるに至るの一事は減債基金法を辯護する一の口實に供せらるゝ所なれども、今や國民の軍事費を是認せんとする程度は日露戰後と比較すれば、自ら趣を異にし、其濫妄なる要求に對しては、或る制限を加へんとするに至れるを以て、軍事費の爲めに公債償還が絶對に中斷せらるゝの恐ありとす可からず。

斯の如く論じ來れば、我國の減債基金制度も英國舊時の制度と相同しく、減債主義と募債主義とを雁行せしめたるが爲めに、敗績の歴々たるものあるに至れること論を俟たず。一方に公債を償還して、他方に之を發行す。依て以て減債の効果

16  
を達する能はざるは明白の數なるのみならず、新に發行する公債は現に償還する公債よりも條件の不利益なるを以てしては、減債基金制度あるが爲めに却て國庫の負擔を加重するに至らざるを得ず。減債基金制度を維持して、尙財政上に於ける此矛盾を免かれんとするには、非募債主義を厲行し、又之を厲行するに堪ゆるまで、財政を緊縮するを以て、必要の處置なりとす可く、非募債主義の厲行事實に於て、困難なりとすれば、減債基金制度を撤廢し、自由償還法を以て、之に代へ、減債基金に投せられたる租稅收入を以て、公債財源の事業費に當らしめざる可からず。是れ百年前にハミルトン等の英國財政家に教示したる所にして、吾輩は此歴史上の事實を尊重するが故に、往年我國に於ける減債基金制度の制定に際して、異議を挾むを禁ずる能はざりしなり。今又同一の信念に據り、同一の事實に基き、減債基金制度改正の必要を唱道せんとす。減債基金制度を實行して、既に多年の經驗を重ねたる今日、尙ほ我國に一のウキンペーなく、一のハミルトンなきは、吾輩の怪訝の念に堪へざる所なり。

## 中世企業史に關する研究

阿部 秀 助

### 目次

- 一、中世の企業は手工業的なるか
- 二、中世に於ける英國の經濟的特徴
- 三、資本の國際化
- 四、中世に於ける企業的人格

17  
吾人は曩きに、ヅムバルト教授の地代説が、必ずしも近世資本主義發生の萌芽的要素たらざること立證せり、茲には主として同教授が中世の商人を以て單に手工業的生活を營みしものに外ならずと云へるに對して、之れが反證を擧げんと欲す、同教授は「商業」(Handel)を以て一種の職業的經濟行爲の意義に解し、而して此の如き意義を有する經濟行爲は近世的產物にして、其以前には先づ最初は無交換の時